

広報 うきがた

号 外

昭和 56 年 4 月 1 日 発行
発行 / 新潟県月潟村役場

国民年金の業務形態が

変ります

厚生年金保険などの公的年金に加入していない一般の方々を対象に発足した国民年金制度も二十年を経過し、年金内容も年ごとに充実されてきました。また年金受給者も年々増加し、年金業務は複雑になり、事務量も大変多くなつてあります。

この年金業務は以後、だんだんと複雑化され、被保険者のみなさんの保険料の納付記録や保険資格の取得、喪失などの整備管理や年金受給手続など、今まで行なってきた手作業では十分に対処できない恐れがでてきました。このようなことだから、まずは本年四月から年金業務にコンピューターを導入して年々複雑化、増加する年金業務に対応するとともに、被保険者のみなさんの権利保護の意味から、従来手作業にありがちだった誤りを解消し、四十年もの長期間にわたる記録の正確な保管と事務処理の迅速化を図ることにしました。

このコンピューター導入に伴なつて、年金業務の形態の一部を次のように変更させていただきますので御了承下さい。

◎保険料納付通知書

保険料納付通知書は、今までとは手書きにより一年(四期)分をまとめて被保険者のみなさんにお届けしていました(図1)が、本年四月からは保険料一期(三ヶ月)

◎保険料の納期限

保険料を納めていただく期限（納期限）は図3のとおり変更させていただきました。

◎保険料の納付方法

保険料は、従来一期（三ヶ月）分づつ納付していくべきでした。が、金融機関の口座引き落しの方は原則として従来通り一期（三ヶ月）分づつ引き落させていただきますので御了承下さい。なお、口座引き落しの方でも事情により一ヶ月分づつの納付を希望される方は、あらかじめ年金係へお申し出下さい。

保 険 料 納 期 限

3

納定期	第1期 4月～ 6月分	第2期 7月～ 9月分	第3期 10月～ 12月分	第4期 1月～ 3月分
改訂前	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日
改訂後	6月25日	9月25日	12月25日	2月25日

(但し、応当日が休日の場合はその翌日)

たきます。
金融機関の口座引き落しの方に
ついては、各納期限の末日（たと
えば第一期は六月二十五回）に
引き落させていただきまます。
窓口納付、口座引き落しとも、
この納期限内に保険料を納めてい
ただかないと、保険料の納付記録
の処理が遅れることになりますの
で納期限内に必ず納付して下さい。
なお、第四期の納期限につきま
しては、年度内の保険料納付整理
の都合上、他の納期より一ヶ月納
期限を繰り上げさせていただぎま
したので御了承下さい。

◎保険料

金融機関の口座引き落しの方に
ついては、一期（三ヶ月）分の保
険料が納付され次第みなさんのお
手元へお届けします。（一ヶ月分づ
つの口座引き落しを希望される方
については、一ヶ月分づつの領収書
は発行せず、一期（三ヶ月）分が
納付された時点で発行いたします
のでご了承下さい。

◎保険料領収書の発行

以上がコンピューター導入による業務形態の変更です。この変更により被保険者のみなさんは、大変ごめいわくをおかけしますが、年金業務の実態を御理解のうえ、ご協力下さいますようお願い申上げます。

なお、ご不明な点などがありましたら役場年金係へお問い合わせ下さい。

この保険料領収通知書は、被保険者のみなさんが保険料を納めた証拠となるもので、これをもとにして、みなさんの納付記録を手作業で処理していましたが、今後はこの領収書を直接コンピュータに入読みとさせて処理します。折つたり汚したりしますと処理できなくなりますので大切に使用して下さい。折つたり汚した場合、紛失した場合は早目に年金係へ申し出て再発行を受けて下さい。